

9月実施の技能講習等について（ご案内）

平素から、当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
当協会では、標記講習等を以下のとおり実施しますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。  
なお、受講申し込みはFAXでも受け付けています。又、受講申込書は、当協会のホームページからダウンロード（印刷）  
できますので、ご利用ください。  
ホームページは「宮崎基準協会」で検索してください。  
<http://www.miyazaki-roukikyo.or.jp>

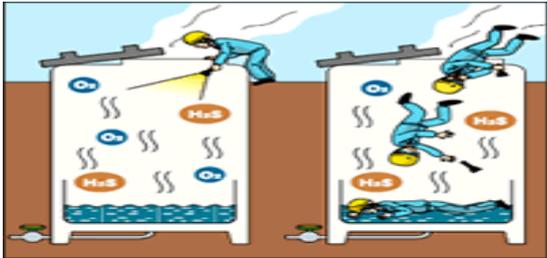
<b>玉 掛 け 技 能 講 習</b> ( 助 成 金 対 象 講 習 )		講習期間/3日 (3日目が実技)	(学科) 8:30~17:20 (実技) 8:00~17:00
本講習は、つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリック、又は制限荷重が1トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務に必要な資格を取得する講習です。			
<b>日 程 等</b>		<b>定 員</b>	<b>会 場</b>
講習日程	9月2日(木)~4日(土)	50名	宮 崎
受付開始	8月2日(月)		
講習科目	学科 1 クレーン等に関する知識(1時間) 2 ※力学に関する知識(3時間) 3 クレーン等の玉掛けの方法(7時間) 4 関係法令(1時間) 5 学科修了試験(1時間)  実技 1 クレーン等の玉掛け(6時間) 2 ※運転のための合図(1時間) 3 実技修了試験  ※印が免除申請により免除される科目です。	受講料	全科目受講者 27,280円 一部免除者 25,190円
		テキスト代	会員 550円 一般 1,650円
		科目の免除者	次のいずれかに該当する方は、免除申請により講習科目の一部が免除されます。 ●小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●クレーン・デリック運転士免許所持者 ●移動式クレーン運転士免許所持者 ●揚貨装置運転士免許所持者
申込方法	申込書に受講料等を添えて(振込可)宮崎本部にお申し込みください。(郵送又はFAX可)	修了証	所定の科目を修了し、学科試験及び実技試験に合格された方には、郵送により修了証を交付します。



<b>特 定 化 学 物 質 及 び</b> <b>四 アル キ ル 鉛 等</b> <b>作 業 主 任 者 技 能 講 習</b>		講習期間/2日	8:30~16:10			
労働者に健康障害を及ぼすおそれのある特定化学物質及び四アルキル鉛等を製造し、又は取り扱う作業については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者の中から特定化学物質作業主任者又は四アルキル鉛等作業主任者を選任しなければなりません。 本講習は、これらの作業主任者の選任に必要な資格を付与する講習です。						
<b>日 程 等</b>		<b>定 員</b>	<b>会 場</b>			
講習日程	9月9日(木)~10日(金)	60名	宮 崎	矢野産業祇園ビル講習会場 (宮崎市祇園3-1)		
受付開始	8月10日(火)					
講習科目	1 健康障害及びその予防措置に関する知識(4時間) 2 作業環境の改善方法に関する知識(4時間) 3 保護具に関する知識(2時間) 4 関係法令(2時間) 5 修了試験(1時間)	受講料	11,440円			
		テキスト代	会員 880円 一般 1,980円			
		健康障害への対応	1(原則) 2(次に) 3(次に) 4(次に) 5(次に) 使用中止 発散防止 拡散防止 濃度低減 保護具等			
法改正	アーク溶接時の溶接ヒュームが肺がんなどの健康障害を起こすおそれがあることから、ヒュームが特定化学物質に加えられるため特定化学物質障害予防規則が改正されました。(令和3年4月1日施行) 主たる内容は、①作業主任者の選任が必要となること。②6ヶ月以内ごとに1回特殊健康診断が必要となること。③呼吸用保護具の選定と適切な装着。④換気、環境測定の実施。などです。 ①については、技能講習修了の資格が必要となり、本講習を受講する必要があります。					
申込方法	申込書に受講料等を添えて(振込可)宮崎本部にお申し込みください。(郵送又はFAX可)	修了証	所定の科目を修了し、学科試験に合格された方には、郵送により修了証を交付します。			

<b>酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習 (助成金対象講習)</b>	<b>講習期間/3日</b> (3日目が実技)	(学科) 8:30~17:05
		(実技) 8:30~16:45

酸素欠乏・硫化水素中毒を原因とする災害は繰り返し発生しており、救助に向かった人が二次的に被災する事態が多く発生しています。  
労働安全衛生法は、酸素欠乏等危険場所における作業では、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任し、災害を防止するために労働者を指揮・管理することを義務付けています。本講習は、その選任のための資格を付与する講習です。

日程等		定員	担当支部	会場
講習日程	9月1日(水)~3日(金)	60名	延岡	延岡市職業訓練支援センター (延岡市土々呂町4-4390-1)
受付開始	8月2日(月)			
講習科目	学科 1 酸素欠乏症・硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識(3時間) 2 酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識(4時間) 3 保護具に関する知識(2時間) 4 関係法令(3時間) 5 学科修了試験(1時間)  実技 1 救急そ生の方法(4時間) 2 酸素及び硫化水素の濃度の測定方法(4時間) 3 実技修了試験	受講料	17,160円	
		テキスト代	会員 1,210円 一般 2,310円	
		タンクの危険	※一度災害が発生すると、複数が被災する事例が多数あります。	
				
申込方法	申込書に受講料等を添えて(振込可)宮崎本部にお申し込みください。(郵送又はFAX可)	修了証	所定の科目を修了し、学科試験及び実技試験に合格された方には、郵送により修了証を交付します。	

<b>クレーンの運転の業務 に係る特別教育 (助成金対象講習)</b>	<b>講習期間/2日</b> (2日目が実技)	(学科) 8:00~18:20
		(実技) 8:00~12:00 又は13:00~17:00

本教育は、つり上げ荷重(クレーンの能力)が5トン未満のクレーンを労働者に運転させる業務に必要な教育です。

日程等		定員	担当支部	会場
講習日程	9月8日(水)~9日(木)	60名	延岡	(一社)日向地区中小企業支援機構
受付開始	8月10日(火)			
講習日程	9月10日(金)~11日(土)	60名	都城	学科:都城地区建設業協会
受付開始	8月10日(火)			実技:海晴機械株式会社(三股町)
教育科目	学科 1 クレーンに関する知識(3時間) 2 原動機及び電気に関する知識(3時間) 3 クレーンの運転のために必要な力学に関する知識(2時間) 4 関係法令(1時間)  実技 1 クレーンの運転(3時間) 2 クレーンの運転のための合図(1時間)	受講料	会員 11,550円 一般 14,630円	
		テキスト代	1,705円	
		運転できるクレーンの種類	つり上げ荷重が5トン未満の ①天井クレーン ②ジブクレーン ③橋形クレーン ④アンローダ ⑤ケーブルクレーン ⑥テルハ(跨線テルハは5トン以上可) ⑦スタッカークレーンの運転ができます。	
申込方法	申込書に受講料等を添えて(振込可)宮崎本部にお申し込みください。(郵送又はFAX可)	修了証	所定の科目を修了された方には、即日修了証を交付します。	

<b>機械研削といし取替え等の業務に係る特別教育</b> (助成金対象講習)		<b>講習期間/2日</b> (2日目が実技)		(学科) 8:30~17:20 (実技) 9:00~12:00 又は13:00~16:00
<p>機械研削といしの取替えとその試運転の方法の誤りによる災害が多数発生しています。機械研削といしを取り扱う作業者は危険性を十分認識し、安全に取り扱う知識と技術を有することが必要です。 本教育は、機械研削といしの取替とその試運転、及び使用する場合に必要な教育です。</p>				
<b>日程等</b>		<b>定員</b>	<b>担当支部</b>	<b>会場</b>
<b>講習日程</b>	9月18日(土)~19日(日)	40名	宮崎	学科: 矢野産業祇園ビル講習会場
<b>受付開始</b>	8月18日(水)			実技: ポリテクセンター宮崎
<b>教育科目</b>	学科 1 機械研削用研削盤、機械研削用といし、取付け具等に関する基礎知識(4時間) 2 機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識(2時間) 3 関係法令(1時間)  実技 機械研削といしの取付け方法及び試運転の方法(3時間)	<b>受講料</b>	会員 11,550円 一般 14,630円	
		<b>テキスト代</b>	1,320円	
		<b>機械研削盤</b>		
<b>申込方法</b>	申込書に受講料等を添えて(振込可)宮崎本部にお申し込みください。(郵送又はFAX可)	<b>修了証</b>	所定の科目を修了された方には、即日修了証を交付します。	

<b>電気取扱業務(低圧)特別教育</b> (助成金対象講習)		<b>講習期間/2日</b> (2日目が実技)		(学科) 8:30~17:20 (実技) 8:30~16:50
<p>低圧(直流にあっては750ボルト以下、交流にあっては600ボルト以下の電圧)の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る教育です。 なお、電気事業法による電気主任技術者や経済産業省の第一種・第二種の電気工事士の資格を取得されている方でも、労働安全衛生法による標記の特別教育が必要です。</p>				
<b>日程等</b>		<b>定員</b>	<b>担当支部</b>	<b>会場</b>
<b>講習日程</b>	9月14日(火)~15日(水)	60名	宮崎	矢野産業祇園ビル講習会場 (宮崎市祇園3-1)
<b>受付開始</b>	8月16日(月)			
<b>教育科目</b>	学科 1 低圧の電気に関する基礎知識(1時間) 2 低圧の電気設備に関する基礎知識(2時間) 3 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識(1時間) 4 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2時間) 5 関係法令(1時間)  実技 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法等(7時間)	<b>受講料</b>	会員 11,660円 一般 14,740円	 
		<b>テキスト代</b>	770円	
		<b>実技風景</b>		
<b>申込方法</b>	申込書に受講料等を添えて(振込可)宮崎本部にお申し込みください。(郵送又はFAX可)	<b>修了証</b>	所定の科目を修了された方には、即日修了証を交付します。	

安全管理者選任時研修		講習期間/2日	9:00~15:00	
<p>一定の業種（労働安全衛生法施行令第2条第1号及び第2号）及び規模（労働安全衛生法施行令第3条）の事業場では、安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させる「安全管理者」を選任し、所轄労働基準監督署長に報告書を提出することが労働安全衛生法により義務付けられています。本研修は、安全管理者の選任要件に必要な研修です。</p>				
日程等		定員	担当支部	会場
講習日程	9月16日(木)~17日(金)	60名	宮崎	矢野産業祇園ビル講習会場 (宮崎市祇園3-1)
受付開始	8月16日(月)			
研修科目	1 安全管理(3時間)	受講料	会員 16,280円 一般 19,250円	
	2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等(3時間)	テキスト代	1,650円	
	3 安全教育(1時間30分)	申込方法	申込書に受講料等を添えて(振込可)宮崎本部にお申し込みください。(郵送又はFAX可)	
	4 関係法令(1時間30分)	修了証	所定の科目を修了された方には、即日修了証を交付します。	

安全衛生推進者養成		講習期間/2日	9:00~15:30	
<p>常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場（下表の対象業種を参照）においては、安全衛生業務を担当する者として安全衛生推進者の選任が義務付けられています。 この養成講習を修了することにより、安全衛生推進者として選任することができます。</p>				
日程等		定員	担当支部	会場
講習日程	9月28日(火)~29日(水)	60名	宮崎	矢野産業祇園ビル講習会場 (宮崎市祇園3-1)
受付開始	8月30日(月)			
講習科目	1 安全管理(2時間)	受講料	全科目受講者 11,440円 科目免除者 8,030円	
	2 安全衛生教育(1時間)	テキスト代	会員 330円 一般 1,430円	
	3 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等(2時間)			
	4 作業環境管理及び作業管理(2時間)	申込方法	申込書に受講料等を添えて(振込可)宮崎本部にお申し込みください。(郵送又はFAX可)	
5 健康の保持増進対策(1時間)	修了証	所定の科目を修了された方には、即日修了証を交付し		
6 安全衛生関係法令(2時間)				

職長等の教育		講習期間/2日	8:30~15:55	
<p>職長とは、作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）であることから、<u>班長</u>、<u>リーダー</u>、<u>作業長</u>などの名称で呼ばれる方は該当します。</p>				
日程等		定員	担当支部	会場
講習日程	9月28日(火)~29日(水)	60名	延岡	延岡市職業訓練支援センター (延岡市土々呂町4-4390)
受付開始	8月30日(月)			
教育科目	1 作業手順の定め方	受講料	会員 11,550円 一般 14,630円	
	2 労働者の適正な配置の方法	テキスト代	880円	
	3 指導及び教育の方法			
	4 作業中における監督及び指示の方法	対象業種	製造業（食料品・たばこ製造業、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業は除く）	
5 危険性又は有害性等の調査の方法	電気業、ガス業			
6 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置	自動車整備業			
7 設備、作業等の具体的な改善の方法	機械修理業			
8 異常時における措置	修了証	※建設業においては、「職長・安全衛生責任者教育」を受講する必要がありますが、本講習には含んでおりません。		
9 災害発生時における措置		所定の科目を修了された方には、即日修了証を交付します。		
10 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法				
11 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法				
申込方法	申込書に受講料等を添えて(振込可)宮崎本部にお申し込みください。(郵送又はFAX可)			